

税の申告準備は、お早めに！

2月16日(月) ~ 3月16日(月)

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告の相談会を行います。早めに準備して、ご都合の良い会場で申告を済ませてください。申告に関してご不明な点がありましたら、事前にご相談ください。

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎21-0214

■申告が必要な人

- ① 給与・公的年金等以外に、農業・営業等による事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得等のある人。
- ② 年間の公的年金等の収入金額が400万円、または給与収入が2000万円を超える人。
- ③ 給与所得者で給与以外の所得があった人、または2か所以上から給与を受けた人。
- ④ 日給で働く給与所得者や、中途退職等により年末調整が済んでいない人、または源泉徴収票に記載されていない医療費控除等の各種控除を受けようとする人。
- ⑤ 公的年金等の所得が400万円以下で、源泉徴収票に記載されていない医療費控除等の各種控除を受けようとする人。
- ⑥ 寡婦(夫)控除、障害者控除を受けようとする人。ただし、その控除が給与で年末調整済みの場合は、申告は不要です。
- ⑦ 次年度で非課税証明書等が必要な人。
▽給与所得には、パート・アルバイトの所得も含まれます。
▽個人年金は公的年金等に含まれません。
▽所得税の確定申告書を提出した人は、市民税・県民税の申告書の提出は不要です。

住

宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける人、事業所得の申告を初めてする人、税務署から申告書を送付された人、青色申告の人は、高梁税務署(向町13 ☎22-2546)で、申告をお願いします。



■申告に必要なもの チェックしてみよう

- 申告用紙(すでにお持ちの場合)
- 印鑑(朱肉を使用する印鑑)
- 給与・公的年金等の源泉徴収票(扶養親族分もご持参ください)
- 郵便局や保険会社等から送付される「支払調書」等の受取金額が分かるもの。
※生命保険や郵便局の個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は掛金等を差し引いた金額がそれぞれ雑所得、一時所得となります。
- 所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの。
- 農業・営業等による事業所得、不動産所得のある人は、収支内訳書。
- 医療費控除を受けようとする人は、支払金額と保険金等を集計した資料と領収書。
- 生命保険料、地震保険料、平成18年末までに契約締結された長期損害保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、寄付金などの各種領収書・控除証明書。
※生命保険料控除については、その契約日によって控除の取り扱いが異なります。

■申告に関する注意

- ① 申告用紙は、税務課、各地域局、各地域市民センターに備えています。(市の相談会場で申告する場合は不要)
- ② 収入がなかった人や遺族年金・障害年金・失業給付金等の非課税所得のみの人も申告が必要です。
- ③ 介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。事前に「障害者控除対象者認定書」の発行を市役所で受け取って、ご持参ください。また、医療費控除の対象となるおむつ代は、最初の年は医師の証明が必要ですが、2年目からは介護保険の主治医意見書により、証明書の発行が市役所でできる場合があります。詳しくは、保険課(☎21-0299)または、各地域局へお問い合わせください。
- ④ 市県民税で、寄付金の税額控除を受けるには、「寄付金税額控除申告書」に寄付金受領証明書を添付して提出してください。申告書は税務課、各地域局、各申告会場に備えています。また、確定申告で寄付金控除の適用(2千円を超える部分)を受ける場合は、市へ申告書を提出する必要はありません。なお、地方公共団体に対する寄付金(ふるさと納税)については、基本控除に加え、2千円を超える部分について一定の限度まで、特例控除が適用されます。

■申告にあたってのお願い

申告会場が混み合うことが予想されますので、次のとおりご協力をお願いします。

- ① 申告書を作成済みで、提出のみの場合は、税務課、各地域局で随時受け付けます(郵送可)。また、各申告会場でも受け付けています。この場合は順番待ちの必要はありません。
- ② 農業等の事業所得のある人は、領収書等を整理し、収入・経費ごとにまとめ、**収支内訳書を作成**してご持参ください。
- ③ 医療費控除を受けようとする人は、事前に**医療を受けた人・医療機関ごとに領収書を分け、集計しておいてください**。また、保険金等で補てんされた金額(高額療養費、出産育児一時金など)があれば同様に整理・集計し、内訳書を作成しておいてください。なお、領収書の日付は、平成26年中のものであることを必ずご確認ください。
- ④ 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告書に証明する書類(控除証明書や領収書)の添付が義務付けられていますので、必ずご持参ください。

<参考> 白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度の変更

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されています。

- ・対象となる人
事業所得(農業・営業など)、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての人。
※所得税の申告が必要のない人で、市・県民税の申告が必要な人も対象となります。
- ・帳簿等の保存
収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を5~7年保存する必要があります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。

ご注意ください！ 申告をしていないと…

- ▶ 保育園の入園、市営住宅入居の申し込み等の各種申請に必要な所得証明、課税証明書が発行できない場合があります。
- ▶ 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。

